

補装具・日常生活用具の利用者負担上限月額の見直しについて

1. 見直しの趣旨

補装具費支給制度を含む障害福祉サービスでは、国において、18歳未満を「障害児」、18歳以上を「障害者」としており、利用者の年齢によって、申請者や、所得区分を判定する際の世帯構成員の範囲が異なります。

補装具費支給制度では、世帯の所得に応じて利用者の負担上限月額が定められており、神戸市では現在、当該負担上限月額について、20歳未満の利用者の一部を対象に、市独自に、国が定める額（37,200円）よりも低い基準額を設けています。

補装具及び日常生活用具の利用者負担上限月額を決定する際の年齢に関し、20歳と18歳の区分が混在していたため、わかりやすい制度となるよう、18歳に統一する見直しを行います。

2. 見直し案の内容

下表の の年齢を「20歳以上／未満」から「18歳以上／未満」に変更します。

【表：補装具、日常生活用具の利用者の負担上限月額】

区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯			
			利用者18歳以上：本人または配偶者のうち最多納税者の納税額 利用者18歳未満：本人または世帯の最多納税者の納税額			
			市民税所得割 3万3千円未満	市民税所得割 3万3千円以上 23万5千円未満	市民税所得割 23万5千円以上	市民税所得割 46万円以上
18歳以上	0円	0円	37,200円			制度 対象外
18歳未満	0円	0円	<u>10,000円</u>	<u>24,600円</u>	37,200円	

※表中の下線部が神戸市の独自減免部分です。

※市民税所得割は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）適用前の市民税所得割額（平成30年度税制改正前の税率による）から、以下を控除して算出した額です。

- ・16歳未満の扶養親族1人につき19,800円
- ・16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき7,200円

3. 新区分の適用開始時期

令和5年4月1日支給決定分より新区分を適用します。

問合せ先：神戸市福祉局障害者支援課

電話 078-322-6352 FAX 078-322-0393